

○ 官公庁施設の建設等に関する法律施行規則

(平成 12 年 11 月 2 日建設省令第 38 号)

(平成 17 年 5 月 27 日建設省令第 59 号)

[最終改正平成 20 年 11 月 17 日国土交通省令第 94 号]

(定期点検)

第 1 条 官公庁施設の建設等に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 1 項の点検は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして 3 年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 16 項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第 12 条第 1 項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して 6 年以内に行うものとする。

第 2 条 法第 12 条第 2 項の点検は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして 1 年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 建築基準法第 18 条第 16 項（同法第 87 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第 12 条第 2 項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して 2 年以内に行うものとする。

(権限の委任)

第 3 条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの(国家機関の建築物のうち特に重要なものとして国土交通大臣が定めるものに係るものを除く。)は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第 8 条第 1 項の規定により勧告すること。

二 法第 13 条第 1 項の規定により勧告し、同条第 2 項の規定により必要な報告又は資料の提出を求めること。

三 法第 13 条第 3 項の規定により指導させること。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この省令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 17 年 6 月 1 日）から施行する。

(官公庁施設の建設等に関する法律第13条の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日前3年以内に法第18条第7項の規定による検査済証の交付を受けていない場合における最初の点検(第2条の規定による改正後の官公庁施設の建設等に関する法律施行規則(以下この条において「新官公庁施設法規則」という。)第1条第1項に規定する点検をいう。)については、新官公庁施設法規則第1条第2項の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日から起算して3年以内に行うものとする。

2 第2条の規定の施行の日前1年以内に法第18条第7項(法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けていない場合における最初の点検(新官公庁施設法規則第2条第1項に規定する点検をいう。)については、新官公庁施設法規則第2条第2項の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日から起算して1年以内に行うものとする。

附 則(略)

(参考) 地方整備局に委任される事務

第8条第1項	保安上又は防火上危険である庁舎に対する勧告	平成16年国土交通省告示456号で定めるものについては、本省
第13条第1項	建築物等の位置、規模及び構造並びに保全に関する基準の実施に対する勧告	同上(その他の施設について本省で行うことも可)
第13条第2項	報告又は資料の提出請求	同上(その他の施設について本省で行うことも可)
第13条第3項	建築物等の保全にかかる実地指導	同上

附 則 (平成20年11月17日省令第94号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行日前に開始した官公庁施設の建設等 に関する法律第十二条第一項及び第二項の規定による点検については、なお従前の例による。